再 評 価 書

箇所名	宮川左岸	事業名	高度水利機能確保基盤整備事業			課	名	農業基盤整備課
事業概要	工 期 (下段当初)**1	平成26年度~令和8年度		全体事業費 (下段当初)※1	6,002 百万円 (負担率:国 55%:県 27.5%:他 17.5%)			
		平成26年度~令和5年度			5,598 百万円	7		
		丰 业		// T ~ 1	(負担率国 55%:県 27.5%:他 17.5%)			

事業目的及び内容

(1) 所在地

伊勢市、度会郡玉城町

(2) 事業の目的

本地区の用水路は、昭和 32 年度に着工された国営宮川用水土地改良事業及びこれに付帯する県営事業により 幹線水路が完備され、続いて末端支線水路についても県営ほ場整備事業玉城第二期地区で整備された。なお、支 線水路は、管水路方式(パイプライン)を採用し、営農労力の節減や農地の高度利用を目指した先駆的な基盤整 備が実施された。対象地域は、伊勢市・玉城町の1 市1町に跨がる A=671ha の広大な水田地帯である。整備か ら 40 年以上が経過した現在、老朽化による漏水が各所で発生し、施設管理者が補修工事に追われている状況で ある。一方、近年、農業者の減少や高齢化、農業所得の減少が進む中、担い手への農地集積を加速化させるに は、担い手農家の水管理労力の負担を軽減する整備が必要とされている。こうしたことから、老朽化した幹線水 路及び支線水路の更新整備を行うことにより、農業水利施設の安定性及び生産性の向上を図るとともに、競争力 ある「攻めの農業」の実現に資することを目的とする。

(3) 全体計画

①延 長: 全延長 L=53.7km

②構 造: 管水路:幹線 L=15.8km (ϕ 250 mm \sim ϕ 1000 mm) 支線 L=37.9km (ϕ 75 mm \sim ϕ 300 mm)

区画整理 A=4.1ha

③事業費: 6,002,900千円

④事業期間: 平成26年~令和8年(13年間)

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

平成 26 年度に事業採択後、一定期間 (10 年) を経過し、継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第 2条 (2) に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

	全体	令和6年度まで	進捗率	令和7年度以降
事業量	53, 700 m	42,586 m	79. 3%	11,114 m
尹 未 里	4. 1ha	0. 0ha	0.0%	4. 1ha
事 業 費	6,002,900 千円	5,057,000 千円	84. 2%	945,900 千円

事業が長期化した理由とその対策

埋蔵文化財包蔵地への調査や、区画整理における調整などにより工事期間が延びるに至りました。現在、令和 6 年度までで事業費 84%を確保しています。今後、補正予算等を活用しつつ、令和 8 年度の事業完成を目指しています。

3 事業を巡る社会経済情勢等の変化

世界及び我が国の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」が改正されました。基本理念において、人口の減少等の農業をめぐる小生の変化が生ずる状況においても、農業の持続的な発展が図られなければならないとされています。農地の集積や集団化、農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずることとしており、保全に関する条文も追加されました。

当地区の受益である伊勢市と玉城町の基幹的農業従事者数は、農業センサスによると平成 22 年は 2,926 人、令和 2 年は 1,689 人と減少しているものの、荒廃農地は増加しておらず、地元からは自動給水栓の設置などの水管理の省力化を求められています。

- 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等
- 4-1 費用対効果分析
 - ① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

【H25 計画】

総費用(C) 118 億円

総便益(B) 124 億円

総費用総便益比(B/C)=1.05

②費用対効果分析の結果 ※3

総費用(C)	213 億円	参考 [2%]	参考 [1%]	
総便益(B)	227 億円			
総費用総便益比(B/C) = 1.06	(B/C) = 1.28	(B/C) = 1.45	

4-2 その他の効果

4-3 地元意向

当地域は、水路の老朽化による維持管理や農業用水の管理の負担増に苦慮しており、本事業による管理の省力化を強く熱望しています。このため、受益農家や土地改良区の強い要望を受け、関係市町が構成員である宮川用水連絡協議会は、国営施設との一体的な事業効果の早期発現のため、国及び県に提案書(要望書)を提出し、早期完成を強く要望しています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

残土処分に関して計画当初は、水田を掘削した際に発生する軟弱土について、残土処分を行うこととしていましたが、受益内の農地のかさ上げに用いる事でコスト縮減を図る予定です。

5-2 代替案

管水路の更新事業のため、代替案はありません。

再評価の経緯

再評価の経緯はありません。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。

委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】

事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

対応方針の概要【事業方針作成時に記述】

審査の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから、整備効果の早期発現向けて事業を引き続き実施していきます。

- ※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。 記載する。
- ※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。
- ※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。